
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ 2 を採用する金融機関における開示についての検討の 進め方

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）における信用リスク及び予想信用損失に関する開示についての検討の進め方についての ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. 本論点を取り上げる理由

3. 第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）及び第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）（以下合わせて「第 502 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）の検討の方向性として以下をお示しした。

基本的な方針

- (1) ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、整合的なものとするを基本的な方針とする。
- (2) ただし、ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、開示に関する定めを取り入れない。
- (3) また、これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に関連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行う。

個別に検討が必要な開示項目

- (4) 上述の基本的な方針に従うことを前提としつつ、IFRS 第 7 号で要求される開示に関する定めを我が国の会計基準に取り入れるに当たり、実務上の困難性が特に高いと思われる開示項目について個別に検討する。その際、IFRS 第 7 号における信用リスク及び予想信用損失に関する開示の定めは多岐にわたるものであるため、すべての開示項目を対象として分析を行うのではなく、特に利害関係者の関心が高い開示項目に焦点を当てて分析を行う。
4. 前項の基本的な方針及び個別に検討が必要な開示項目について、第 502 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見は審議事項(1)-2 参考資料のとおりである。

III. ASBJ 事務局による分析

5. 第 502 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見及び ASBJ 事務局における事後的な検討を踏まえ、基本的な方針及び個別に検討が必要な開示項目について、次項以降において分析を行う。

(基本的な方針)**開示目的を定めるアプローチ**

6. ASBJ は、2022 年 6 月 21 日に「企業会計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針（開示目的を定めるアプローチ）」（以下「本文書」という。）を公表した。本文書は、企業会計基準等の開発において開示（注記事項）を定める際の当委員会の方針として、重要性に関する判断を行うための開示目的を定め、当該開示目的に照らして開示する具体的な項目及びその記載内容を決定することを示すことを目的としたものである。
7. 本文書は「開示目的を定めるアプローチを採ることにより、開示する具体的な項目及びその記載内容については開示目的に照らして判断することになり、財務諸表利用者にとって有用性の高くない情報の開示が縮小又は省略される（重要性の乏しい情報は省略される）ことによって重要性に関する課題への対処となる」とした上で、「重要性に関する課題に対応する観点から、今後、当委員会が企業会計基準等において開示（注記事項）を定める際には、開示目的を定めるアプローチを採用することとする。」としている。
8. 今回、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）を検討するに当たっても、本文書の方針に基づき、開示目的を定めるアプローチを採用することが考

えられる。この点、IFRS 第 7 号では第 35B 項に開示目的を定めており、財務諸表作成者がこの開示目的に照らして重要性に応じて開示すべきかどうかを判断できるようにすることが考えられる。

IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目

9. 第 502 回企業会計基準委員会等では、ステップ 2 を採用する企業を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、開示に関する定めを取り入れないことを ASBJ 事務局から提案した。
10. この点について、第 502 回企業会計基準委員会等では、条件変更に関する情報は重要であり、現行実務においても銀行等では銀行法施行規則等に基づく開示が行われているため、これらの情報と IFRS 第 7 号の開示との関係を整理する必要があるという意見が聞かれた。
11. ASBJ 事務局としては依然として、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目については開示に関する定めを取り入れないことが原則と考えているが、個別の項目によっては、何らかの開示を行うことが有用な場合があり得ると考えられる。このため、原則を変更しないため基本的な方針は変更しないものの、意見が聞かれた条件変更については、個別項目として検討を行うことが考えられる。

例外的な取扱いを定めた場合の開示

12. ステップ 2 における審議では、原則として IFRS 第 9 号の予想信用損失に関する定めを我が国の会計基準に取り入れつつ、一部の項目については IFRS 第 9 号には無い例外的な取扱いを設けることを検討している。このような例外的な取扱いを設け、特にオプションとして例外的な取扱いを採用することができるとした場合には、当該オプションを採用したことを利害関係者が把握できるように開示を要求することが考えられる。
13. この点、第 502 回企業会計基準委員会等では、予想存続期間が 1 年未満の場合に見積期間を 1 年とすることを認めるオプションなどについて、例外的な取扱いを採用している旨を過度に強調すると国際的に誤解を招く可能性があるため、慎重に検討する必要があるという意見が聞かれている。オプションの内容によっては、開示が求められる程度が変わる可能性があるため、個別のオプションごとに開示の必要性を検討することが考えられる。

(個別に検討が必要な開示項目について)**実務上の負担等が想定される項目**

14. 第 502 回企業会計基準委員会等では、以下の開示項目については実務上の負担が想定される等の理由から、個別に検討を行うことを求める意見が聞かれている。
- (1) 金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表 (IFRS 第 7 号第 35H 項等)
 - (2) 金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示 (IFRS 第 7 号第 35M 項等)

財務諸表以外の開示への参照

15. 第 502 回企業会計基準委員会等では、他の場所に表示されている場合、当該情報が財務諸表から他の書類 (経営者による説明又はリスク報告書などのうち財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの) への参照によって組み込まれていることを条件として、信用リスクの開示として繰り返す必要はないとする取扱い (IFRS 第 7 号第 35C 項) について、以下の意見が聞かれている。
- (1) これまでの日本基準には見られず監査上の取扱いの問題もあるが、財務諸表以外の開示を参照できるとする取扱いを取り入れることを検討いただきたい。
 - (2) IFRS 第 7 号第 35C 項における財務諸表以外の開示を参照する定めについては、日本の会計基準や開示制度との関係を整理することが難しいため、実例を踏まえて検討する必要があると考える。
16. 前項のとおり、IFRS 第 7 号第 35C 項については、取り込むべきとする意見と取り込むことは困難であるという意見が聞かれているため、詳細に分析することが考えられる。

(その他の検討事項)**在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されているケースへの対応**

17. 第 502 回企業会計基準委員会等では、IFRS 会計基準や米国会計基準など異なる会計基準や監督規制が適用される複数の法域で事業を行い、相応な規模の金融商品や保険契約のポートフォリオを保有する金融機関において、異なる基準に基づき作成された信用リスクに関する開示項目を連結グループ全体で一律の基準で整備し直すことは困難であるとの意見が聞かれている。
18. この困難さについては、本資料第 6 項から第 8 項に記載した開示目的を定めるアプ

審議事項(1)-2

ローチを採用することによって、一定程度緩和されることが期待できる。しかしながら、親会社と在外子会社で会計方針が統一されていない場合には、当該アプローチを採用しただけでは困難さが十分に低減しないことが考えられる。

19. 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）では、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一しなければならないとしつつ、当面の取扱いとして、在外子会社の財務諸表が IFRS 会計基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、当面の間、それらを連結決算上利用することができるとしている。ここで、在外子会社が米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している場合、貸付金の減損については米国会計基準の CECL モデルを採用していることになる。
20. 前項に記載した実務対応報告第 18 号に基づく状況は、本プロジェクトに限らず他の会計基準等を適用する際にも生じ得るものであるが、ステップ 2 の開発の基礎としている IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルと米国会計基準の CECL モデルでは、12 か月と全期間の予想信用損失を切り分けるか又は常に全期間の予想信用損失を認識するかの点で大きな相違を有している。
21. このため、個別に検討が必要な項目（例えば、IFRS 第 7 号第 35H 項の損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表におけるステージ 1 とステージ 2 及び信用減損が生じたステージ 3 の金融資産ごとの信用リスクに関する情報の開示）の検討を行う際に、米国会計基準の CECL モデルに基づく情報をどのように取り入れるか等についても検討を行うことが考えられる。また、個別に検討が必要な項目に挙げられた開示項目以外の開示項目で検討が必要なものがあるかどうか検討を行うことが考えられる。

III. ASBJ 事務局の提案

22. 本資料第 6 項から前項までの ASBJ 事務局の分析を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における開示に関して、基本的な方針を以下のとおり見直してはどうか。（下線部が変更箇所）
 - (1) 開示目的を定めるアプローチを採用する。
 - (2) ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、統合的なものとするを基本的な方針とする。
 - (3) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまで

審議事項(1)-2

の審議において、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、原則として、IFRS 第 7 号の開示に関する定めを取り入れない。ただし、必要に応じて日本基準固有の開示が必要か個別に検討を行う。

(4) これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に関連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行う。

(5) ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発において例外的な取扱いを設けた場合には、個々の例外的な取扱いの内容を踏まえて開示の必要性を検討する。

23. 前項(1)に関連して、ステップ2を採用する金融機関における開示に関して IFRS 第 7 号第 35B 項の開示目的が適切かなどについて、検討を行うことが考えられる。

24. また、次の(1)から(3)の項目について個別に検討が必要な項目として取り上げるかどうか。

(1) 金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表 (IFRS 第 7 号第 35H 項等)

(2) 金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示 (IFRS 第 7 号第 35M 項等)

(3) 財務諸表以外の開示への参照 (IFRS 第 7 号第 35C 項)

25. さらに、実務対応報告第 18 号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響について検討を行うこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 22 項から第 25 項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以上